

市民のみなさまの食の安全・安心の確保を図るため、 自家消費用農作物等の放射能検査を行っています。

1 放射能検査・対象食品等について

市民の方が家庭菜園で作った野菜や採取した山菜、きのこ等について、放射能検査を行なっています。（無料）

●検査対象食品等

家庭菜園などで作った自家消費する野菜・採取した山菜やきのこ等

※出荷制限・摂取制限を受けたり、流通・販売(予定含む)しているものは対象外

2 予約申込

- ・事前に予約が必要です。下記の予約専用電話にお申込ください。
- ・検査施設・時間は次のとおりとなりますので、ご確認のうえ、希望する施設・日時をお申込ください。検査1回につき1食品となります。

検査施設	検査時間
市役所栄町第二庁舎 健康増進課 公設地方卸売市場	概ね平日午前10時から午後4時30分 ※正午～午後1時除く

●予約専用電話 39-1299（健康増進課内）

受付時間：平日午前8時30分～午後5時（正午～午後1時まで除く）

※検査施設では予約受付できません。必ず予約専用電話までご連絡ください。

3 検査食品等の準備・前処理

- ・食品等をお持込みいただく際には、事前に準備・前処理が必要です。
- ・よく洗い表面の土やほこりを落とす後、フードプロセッサーなどで、みじん切り(餃子の具程度の大きさ)にし、ご予約時にお伝えした必要量をビニール袋に密封してお持ちください。
井戸水等は正確な測定のため、検査4日前に汲み置きしてください。

次のように、準備・前処理が不十分な場合、正確な結果を得られない可能性があるため、検査をお断りする場合があります。ご注意ください。

- よく洗っていない
- 量が少ない
- みじん切りの大きさが不十分
- 通常食用としない部分や落ち葉などが混ざっている等

※注意点：本検査は、1キログラム当たり100ベクレル（Bq）の基準値超過の確認が主目的であり、販売目的等の安全を証明するものではありません。

4 検査及び結果について

- ・検査は専任の検査員が行い、検査終了後、検査結果票をお渡しします。
- ・検査結果は個人情報を除き、ホームページや検査場所で公表します。
- ・個人情報は会津若松市個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

【お問い合わせ先：会津若松市健康増進課 39-1245】

※予約から検査までの流れについては裏面をご覧ください。

自家消費農作物等の放射能検査の流れ

※注意点：本検査は、1キログラム当たり100ベクレル（Bq）の基準値超過の確認が主目的であり、販売目的等の安全を証明するものではありません。

① 予約申込（検査を希望する方）

- ・事前に予約が必要です。予約専用電話（39-1299）へ電話してください。検査日・場所・時間等を調整します。
- ・検査1回につき1食品です。



② 検査食品等の準備（検査を希望する方）

- ・自家消費野菜等を採取してください。土・汚れなどはよく落としてください。
- ・井戸水は検査4日前まで汲み置きしてください。
- ・ご予約時にお伝えした量をご用意ください。



③ 食品等の前処理（検査を希望する方）

- ・野菜などは洗って細かくみじん切り（餃子の具程度の大きさ）にし、ビニール袋（野菜からでた水分も含む）に密封してお持ちください。



④ 検査及び結果説明（検査施設）

- ・検査申込書を記載ください。
- ・専任の検査員が検査します。
- ・検査終了後、検査結果票をお渡しし、検査員が結果を説明いたします。

- ・検査の結果は、個人情報を除き、ホームページなどで公表します。
- ・個人情報は適切に管理します。

（参考・福島県内で流通している食品等の放射能検査状況に関するお問い合わせ窓口）

農林水産物関係：県環境保全農業課 024-521-7453・農産物流通課 024-521-7371

加工品関係：県食品生活衛生課 024-521-7243

- ・加工食品等の放射能検査申込窓口（事業者対象※個人の申込はできません）

福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター 0242-39-2974